江南広報

発行所　江南村役場
発行人　松本芳治
印刷所　秀英舎印刷

住民登録による人口のうごき
（40.3.1）

人口	7,618
男	3,794
女	3,824
世帯数	1,459

四月のメモ

一日　新学期始め
　　緑の週間（七日まで）
七日　世界保健デー
八日　花まつり
十日　全国交通安全日
　　婦人週間（十六日まで）
十一日　メートル法公布記念日
十二日　科学技術週間（十八日まで）
十八日　発明の日
十九日　全国環境衛生強調週間（二十五日まで）
二十日　通信記念日
二十二日　清掃デー
二十八日　サンフランシスコ講和記念日
二十九日　天皇誕生日

第二回臨時村議会
昭和四十年度新予算可決さる
一般会計　総額九千九百余万円

第二回臨時村議会は、さる三月十日から十六日までの七日間にわたり、本村役場会議室において開催されました。村長より提出された議案は、昭和四十年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算の議定など十四議案でしたが各委員会において審重に審議を重ねた結果、全議案ともつぎのとおり可決承認されました。

3月16日に行なわれた本会議

冒頭、村長より予算編成方針を説明

◎編成方針◎

村民の皆様が安心して、安らかな心で生活できることを根本として大黒柱を樹立しました。

側柱として五本の柱を立て歳入歳出予算の調和をはかって調整しそして地方自治法の本旨に重点をおき、特に同法第一条の目的に添うよう努力する考えです。

本年度予算額は九千九百一十七万円としたので、昭和三十九年度当初予算額五千八百二十五万八千円に比すれば約二倍に近い額となります。その内容については、審議中に於て明らかに説明申しますが要は村民の一人一人が国、県の恩恵を受けて生活しているが他町村より以上にという村長の方針で豊かなそして明かるい村であるよう信じて予算方針を決定しました。

① 予算方針にあたっては歳入歳出の確実なる石橋式に編成した次第ですが財源を地方交付税に三千八百万円を見込みました。また、村税は一千百五十七万一千円を見込みに財産収入として約一千一百四十万円を見ました。そして国県等諸支出金及び三千九年度の繰越金その他を合わせて合計で九千九百一十七万円にいたした次第です。

② 年々経済の成長も伸び前年度より税収も多いものと見込まれます。固定資産税についても、新築家屋がつぎつぎと建築され工場もできて喜ばしい次第ですこれにより増収が見込まれますが多く見込まれるように地方交付税に於ても八百万円の増額をみると同時に大工場もつぎつぎと建設されその税収入も見込まれる。

昨年度も滞納整理に力を注ぎましたが滞納の方になお一層の努力を願い無滞納村として歳入面に大きくプラスする考えである。

地方交付税はなんといっても村内税金の約倍にも近い金額であり交付金による恩恵は誠に大であり国と県に支えられてどうやら一人歩きができる貧弱村であるが現段かいでは仕方がない状況である。

本村には県立の小原療養所、畜産試験場等の大きな建物があり、また農業高等学校教育センターもできるので特別交付金を、なおより多く交付されるよう努力する考えです。

繰越金は前年の半額一百円を見込んだ次第で手数料、使料等確実なるものを計上いたしました。

歳出に関する事項

特に本年は役場庁舎及び官工事費等の二千六百二十九万二千円の費用に地方公務員給与改正により総務費が増加しているので、職員に於ても各位の自覚と研心により事務能率を高めるとともに村民への奉仕の精神につとめよう努力する。行政の経費についてはできるだけ冗費をはぶくことにしたが施設費については住民福祉のため増加はやむを得ないこととして計上しました。

民生費については、三千年度は百十九万九千円であったが本年度は二百七十四万円というように二倍以上もその増加を見たのである。新規の委員として国年金委員を新任し民主的運営と民年金の重要性の趣旨を普及することにし、老令年金についても政は豊かではないが本年も七十以上の老人に年金を支給することに計画をたてました。敬老の精を一層高めたい所存である。

農林水産としては四百八万二千円で三千八年度と比較すると、三百十九万三千円で、一割以上の増加となっているが、土地は畜産費を一部減額して草地造成の試みた次第です。畜産関係については必要性は十分に考慮。

土木費は三千八年度に比べ二百十万二千円であったが本年は七百五十万円であり約三倍の計上であり、そして道路整備も三十九年に思い切って行なったつもりであるが、区長さんがたの要望がすなわち住民の声であることと信じて本年はなおいっそう道路整備に重点をおき、これを大黒柱とした次第です。村の発展の状況は道路の良しあしを一目見ればと評されているので村の発展は道路よりと考え大型予算にいたしました。

補助金、負担金等も多くあるが県、国の裏づける一部補助負担により村の産業発展による事業には進んで助成するつもりです。前年同様に申請箇所には十分に支出する考えです。

消防費は三千八年度に於て百七十九万七千円でありましたが本年度は、百五十六万六千円でありますので多少減額になっているが水道が全地区に完成され、消火栓の使用ができるようになるので、消防力が強化されたことになりますしかしながら県、国の助成がはっきりすれば小型ポンプについては新規に可搬式を購入したい。

教育費についてみると三千八年は一千七十万円であったが四十年度は一千六百二十八万七千円で六百万円程の増額である。三千九年度に於ては本県にては村営幼稚園としては第一号とのことで視察者も多く、また父母も熱心であったので村としても経費も当初予定より支出が多くなったが教育のためやむを得ざることでありそこで本年は中学校のプール建設費の支払の年であるのでこれに重点を置き諸経費は減額いたしました。

◎特別会計◎

昭和四十年度江南村一般会計歳入歳出予算の議定

積極行政により、四十年度予算は、一億円に近い九千九百一十七万円となりました。

歳入では、地方交付税が全体の三十八・二八％でトップ、ついで村税一十一・七四％、村債一十・四四％の順になっており、歳出では総務費の五十一・三八％については国民健康保険、水道特別会計国保については事務経理がむつかしいことは論をまたないが、事務処理は上々であり、国保の重要性を説き国民皆保険の国の施策に本村も打ち込んでいる次第です。

運営委員がより以上の働きをくださし効果的に運営できるよう努力しているが費用面に於ても国、県の補助交付金及び加入者の負担金と村より一部くり出しの予算でまかなっている次第です。

本年も昨年同様に勤労者が逐次多くなるので村自体の所得は増大するが国保の加入者が甚減して、社会保険に移行のものが多いと推察できるので今後二、三年に於て国保の一大転換期になることでしょう。こうした時には一般会計より繰出しを相当額用意されば一般農家はこの保険制度から大きく取り残される心配がある。国、県に呼びかけなお一層の交付金を増額してまいりたいことである。

歳入について

国及び県の補助金、保険税はもちろんですが予算額は拡大いたしました。

歳出について

医院に支払額が増大しておりますが予算額に示す通り款、項にしたがって適正なる支出をいたす所存です。

水道について

国県の許可があり県の指導により適正なる事業を遂行いたしており起債も県より国とつながっており本村自体にて自由にできますべての指導をされ水道事業を行なっておりおかげにて南地区は増設が逐次ありますが三千九年三月六日会計検査員の検査の結果設計書どおりでないことを指摘され前任者の責任で遺憾ではあるが本職が責任を持って解決をいたしました。

その数は数十箇所不正とのことでしたが請負者は水道も手直しを行なったので四十年三月末日をもって南地区水道も完全に完成したことになります。北地区も本年度四月には国の検査をみて完成することです。しかしながら非常の面で多少のずれがあると思うが水量も多く誠に心嬉しく存じております。水道管埋ぼつ工事にて道路面その他住民に迷惑を掛けておりますが全力あげて四十年度は南北水道完成江南村誕生十年になるのと役場庁舎も完成いたしあわせ三拍子そろったお祝いができ住民一同とともに喜ぶ者です。

歳入歳出とも健全を旨として計上いたしました。

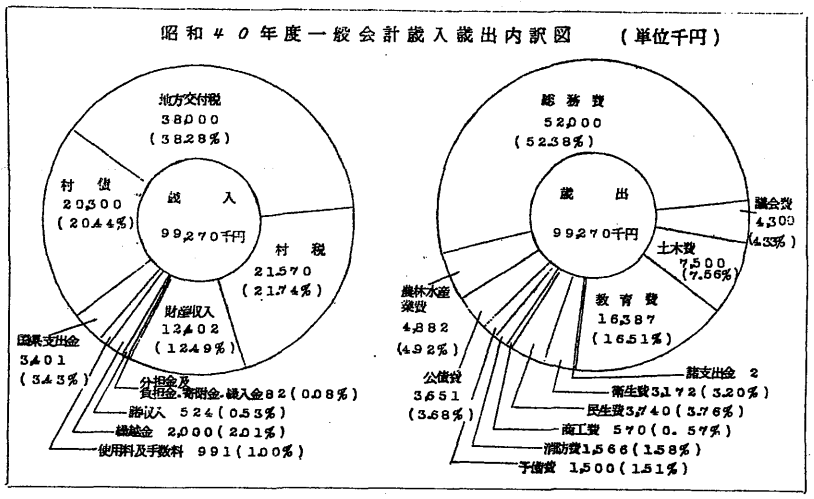

二、昭和四十年度江南村国保特別会計歳入歳出予算の議定

歳入歳出とも、一千一十一万八千円にいたしました。

そのうち歳入では、国民健康保険税が八百九万三千円、国庫支出金六百六十九万一千円、繰越金三百七十七万四千円、繰入金百一十万円、歳出では、保険給付費が千四百五十二万四千円、総務費一百五十八万七千円、保険施設費百六十七万一千円がおもなものをしめております。

三、昭和四十年度江南村簡易水道特別会計歳入歳出予算の議定

南部地区予算総額
　三百八十八万三千円
北部地区予算総額
　三百三十一万四千円

四、指定代理金融機関指定承認について

本村の指定代理金融機関としてつぎのとおり指定されました。

御正農業協同組合
小原農業協同組合
吉岡郵便局
株式会社埼玉銀行熊谷支店
株式会社日本勧業銀行熊谷支店
株式会社足利銀行熊谷支店
株式会社武蔵野銀行熊谷支店

五、歳計現金一時借入承認

昭和四十年四月一日から、四十一年三月三十一日までの間に、本村歳計現金に一時不足を生じたとき、村指定代理金融機関より借入れすることに承認が得られ、その最高借入額を一千万円にいたしました。

六、昭和三十九年度江南村一般会計歳入歳出補正予算の議定

現在までの一般会計予算は九千一万五千円でしたが、今回の補正で三百七十万一千円を減額し、八千六百三十一万四千円に改めました。

七、江南村印かん条例

これは、すでに皆さんが役場へ届けてある印かんの登録について新しく条例で定めたものです。したがって現在登録されている印かんは、この条例により登録されたものとみなし従前と変わりません

八、江南村手数料条例の一部改正

この条例改正により、今まで三十円であったつぎの手数料が、四月一日から四十円に改められました。

▽諸証明手数料
▽公簿、公文書、図面、謄抄本の交付手数料
▽公簿、公文書、図面、印かんの閲覧、照会手数料
▽土地の分筆、地目の変換、家屋の滅失等に関する手数料
▽諸鑑札交付手数料
▽住民票の謄抄本の交付手数料

九、江南村各種委員会委員構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

このたび、人事院勧告による一般職職員の給与改訂とともない、その均衡を保つため支給額を改めました。

十、江南村役場の位置に関する条例を変更する条例

新庁舎建設により、役場庁舎の位置が六月一日からつぎのとおり変更することになりました。

▼江南村大字柴字原谷九番地の一（代表）

十一、村有土地売却処分の承認の件

村有土地四十九・二八アールを御正新田桑島文夫氏へ売却することについて承認が得られました。

十二、村有土地売却処分の契約承認の件

村有土地百八十一・一四アールを、東京都の高橋忠二郎氏へ売却することについて承認が得られました。

役場庁舎の完成間近

厳粛に上棟式執行さる

新築工事施工中の役場新庁舎は請負者江田組の懸命の努力の結果さる二月上旬コンクリート工事を終わり、ついで型枠を除く段取りまで済ませ、二月十八日の吉日をもって極めて厳粛のうちに、簡素な上棟式をあげることができました。県建築課長代理をはじめ、議会議員、区長、建築常任委員、教育委員、その他建築関係者の立合いのもと小柴宮司修祓により開式し、村長以下全員の玉ぐし奉典並びに村長の式辞、来賓県建築課長、議長等の祝辞があって式を終了し、式後簡素な祝賀会を開催、ここに基礎工事着工以来四カ月を要し壮観な庁舎構造を見ることができました。心から寄ぶとともに、村内外建築関係者をはじめ村民皆様のご協力に対し厚く御礼を申し上げます。

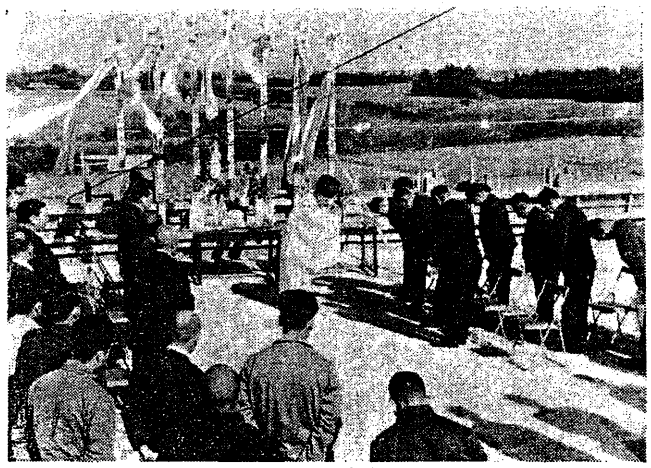

2月18日に行なわれた上棟式

農場建物と宿舎建設へ

埼玉県農業教育センター

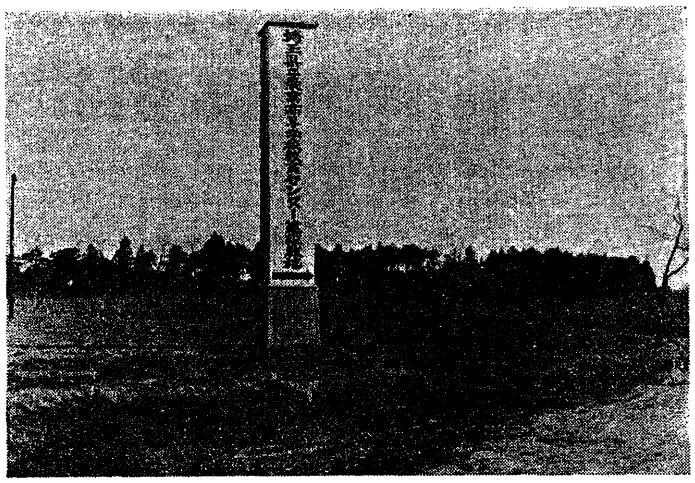

埼玉県は農業の機械化、協業化企業化などに応じて農業教育の内容を充実するため大里郡江南村に優秀な機械と講師を集めた県農業教育センターを建設することにしているが、最近までに予定の半分以上約十三ヘクタールを買収したので近く第一期工事として受講生用の宿舎と農機具庫など、農場建物延べ千二百坪方メートルの建設に着手する。完成はこの夏の予定で、二学期から活動を始める。

このセンターでは、県下六つの農業高校生の教育のほか、農業教員の研修をする予定で、農校生は当面、三年の男子だけ。教育内容は①機械化営農②協業経営③企業化畜産④大量炊事（ホテル）の四つが柱で自立経営農家育成を目的に三年間の学校教育に、仕上げしようというもの。

学科は機械、作物、園芸、経営（土壌）分析、畜産、生活指導の七課目で受講は五泊六日間、受講生は期間中、宿舎に泊まり、規則的な生活を送る。

施設は鉄筋二階建延べ二千六百四十坪方メートルの本館、受講生五、六十人収容の宿舎、各種農場建物のほか、各種トラクター、付属機械、トラック、乗用車、バスなど。

敷地は二十ヘクタールから二十五ヘクタールを予定、当初計画では約二億円の予算でできる見通しだったが、四、五億円の内容になるという。

第一期計画で着工するのは、受講生用の宿舎八百二十三坪方メートルと農場建物二百五十六坪方メートル。農業機械は、近くの県農試玉井支場などで借りれば間に合うので、同センター開設準備委員は四十年二学期からの開設を計画している。

センターの名称、組織、運営、教育内容についてなお検討中だが四十年の二学期にはトラクターの運転操作、じかまきによる作物実習、トラクターやスピードスプレーヤー利用による作業計画法などがプランにのぼっており、四十一年度には、多数羽養鶏（あるいは豚）などの実習のほか、女生徒の教育も始める。

同様なセンターは新潟など一部の県にあるが、これが完成すれば全国で最大のものになるという（昭和四十年一月三十一日付日本経済新聞より転載）

松本村長後援会開かる

一月二十七日午前十時より、大沼ヘルスセンターにおいて松本村長後援会総会が行なわれました。

村会議員、区長さんはじめ村内多数の協力者が一堂に会して、真剣に村政を語り合い、江南村発展のために決意を新たにしました。

松本村長は、村長になる前の公約は全部完了し、そのほかに三校にプールの設置

村立幼稚園

役場庁舎の建設着手

北地区水道進行中

主要村道の改修整備

母子福祉会、酒工会、身体障害者等の各団体の育成

農業教育センター等仕事が進行しました。

農業委員改選さる

一月一日の村議会において、松本芳治、飯島照治の両氏が推薦され、条例で定められた全委員が誕生したので、一月八日午後一時三十分より村長が全委員を召集したところ、橋本重秋氏だけ欠席で外全員出席して、仮議長、関口多一氏により、第一より第四号までの議案審議の結果全部承認され、つぎのとおり会長、副会長が選任されました。

会長　松本芳治氏
副〃　関口多一氏
副〃　長倉定助氏

いつでも補充選挙人名簿の登録が

今回、公職選挙法の一部が改正され、補充選挙人名簿登録申し出がいつでもできることになりました。

つぎに掲げる人は、補充選挙人名簿登録の申し出をすることができます。

○ 補充選挙人名簿登録の申し出方法

登録の申し出は、補充選挙人名簿登録申し出書（村選挙管理委員会または住民課に用意してあります。）に所要事項を記入し選挙管理委員会に提出してください。

○ 申し出の際の注意

1 この申し出は、本人に限りすることができます。

2 他の市町村から住所を移された方は、前住所地から村の区域内に住所を移したことを証明する文書、その他必要な資料（転出証明書または戸籍の謄本か抄本、或いは民生委員の証明書）を事実確認のため提出していただくことがあります。

○ 選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていませんと投票できません。このため、二十年になった人や新しく住所を移転した満二十年以上の人は、補充選挙人名簿に登録申し出をしてください。その他詳しいことは村選挙管理委員会にお尋ねください。

調整された補充選挙人名簿に登録されていない日本国民で

1 年令が満二十年に達した人

2 年令が満二十年以上で、他の市町村から住所を移してきた人

検察審査会とは

一月二十五日、大里郡福祉事務所武蔵課長、新井福祉司、郡身障者連合会武政会長外各会長二行十名、長野県厚生連合会熊谷温泉療養所視察に出発する。白銀の浅間は豪壮にせまり、山麓を走って上田駅へ午後一時、さらに千曲の支流内村川に添って山峡をうねうねと二時間余り、両岸の山麓いよいよせまったところ幽峡へ入るような感じ、農家は点々して山峡をよく耕して純朴なおもいを思わせる。鹿の敷えたという場所、湯田蕈豊かにして無味無色無臭療養に保養に国民温泉として厚生省の指定地、長野県厚生連合会で一億五千万円で鉄筋五階、延べ三千坪、ベッド二百六十六床、従業職員百四十九人、資産合計一億六千八百万円、三千九年度上半期損益計算書によると収入一億円あまり、主なものが入院料六千万円余り、外来六百万円保養料一千万円、給食収入一千六百万、その他である。

県外視察に参加して

江南村身体障害者会長　野口理一

最近の温泉地の近代化は観光地として風俗人情を破壊して、営利経営化して真の療養保養の地を失ってしまった中に、この鹿教湯こそ、ただ一つ残された療養保養の地であり、なおまた充実した施設と適した泉質を誇るべきである。

治療医学を予防医学へ発展させる過程において、農村の高血圧の予防と治療を医学と直結して、最近の脳卒中後遺症の更生医療の必要性を遺憾なく発揮して更に農村の健康を守るため保養に設備の充実した、しかも環境にめぐまれた憩の場所として長野県民の幸福を増進せざるを得ない。附近に名所旧跡多く上田城址小諸懐古園、美ケ原県立公園、白樺湖等々一泊旅行により、万一に備えることこそ平素の健康管理であることを思わせられた。（現文のまま）

火災共済協同組合

中小企業者の財産を保証

村商工会でも代理所契約を結ぶ

われわれの日常生活は、常に幾多の災害によって脅威を受け、社会生活に大きな破壊と、これにともなう不安とが繰り返されています。

最近における火災の状況をみると、産業経済のめざましい発展にともない、社会生活の高度化、複雑化を反映して火災は年々増加の一途をたどっており、火災による建物や財産の焼失にとどまらず、生産機能や経営機能の停止から営業の再開に至るまで、その損害はまことに計り知れないものがあります。埼玉県火災共済協同組合は中小企業対策の一環として、県内で事業を営む中小企業者の火災から生ずる損害を保証することを目的として、中小企業等協同組合法に基づき、各商工会議所、商工会が火災共済協同組合の代理所として協力されております。この共済事業は、県内の全商工業者が一体となって相互扶助の精神に基づき不慮の災害にあった場合、お互いに助け合い安心して再起ができるよう大蔵省、通産省、および県の指導により、営利を目的とせず、中小企業者の経営の安定に寄与するため、共済掛金も安く、また、共済金の支払は、全額の場合契約額の全額、一部罹災のときはその割合によって支払い、組合員の有利用事業として、常に組合員の有利と支払いの迅速をモットーとしています。契約は、組合員の家屋、家財、機械設備、商品原材料などで一事業主三百万円まで契約を結ぶことができます。法律や定款で定められた責任準備金等諸積立金をして、なお罹災などの少なく、剰余金がでれば組合員（契約者）の利用分量に応じて利益配当もできるので、共済金はさらに安い計算となります。

県は、中小企業育成の一環としている本事業の重要性を認め、共済金支払に充当するため、毎年二千万円を限定として支払保証をしています。組合も共済金支払の保証のため組合の経営安全を期すため、全日本火災共済協同組合連合会に再共済契約をして、組合員の共済契約を保全しています。

以上簡単に紹介しましたが、本村商工会も代理所契約をいたしましたので、くわしいことは商工会事務所または、経営指導員が巡回したときに相談願い、組合の性格をご理解いただくとともに、中小企業者としての相互扶助の精神に徹されまして、たいせつな財産を守るため一日も早く組合にご加入くださいまして安心して事業に専念できるようお勧めいたします。

犬の登録と狂犬病予防接種のお知らせ

犬の登録と狂犬病の予防接種をつぎの日程により実施いたします

▼第一次

四月一日　午前九時半より十一時半まで（江南役場）

午後一時より二時まで（小原出張所）

▼第二次

四月二日　午前九時半より十一時半まで（江南役場）

午後一時より二時まで（小原出張所）

戦没者に勲章勲記

三月二十四日、本村役場において第一次大戦中に戦没されたかたに、勲章勲記の伝達が行なわれました。

本村ではつぎの方がたです。

旭八（兵長）　大久保茂吉
旭八（上等兵）　馬場春重
旭八（兵長）　樋本重雄
瑞八（上等水兵）　篠崎保一
旭七（一等兵曹）　福田貞重

検察審査会とは

ことしは、検察審査会ができてから十七年目になります。

新しい憲法のもとに日本の政治を明るくするため、いろいろの民主的な新しい制度が生まれました。

検察審査会も、この新しい制度の一つとして、「司法の民主化」という大きな使命をもって生まれました。

わたくしたちの中から選ばれた人びとが、国民の意見を検察庁の仕事の上に反映し、これを監視するのが検察審査会です。

犯人を裁判にかける（起訴）のは、検察官だけしかできません。それでは窃盗や詐欺等いろいろの犯罪で、被害をうけた人が警察や検察庁に訴えたが検察官がその事件を裁判にかけてくれない（不起訴）、どうも納得がいかないという場合、どうしたらよいか、そのようなときはすぐ検察審査会に申し出て下さい。

検察審査会では、事件をもう一度調べなおし、事件が複雑で当初の判断が困難な場合は、弁護士や学者等その道の専門家をしていることは、皆さんの協力のたまものと感謝し、集った会員もつぎつぎと感想発表や抱負を語り合い楽しく充実した一日をすごしました。

（熊谷検察審査会）

補充選挙人名簿の登録が

調整された補充選挙人名簿に登録されていない日本国民で

1 年令が満二十年に達した人

2 年令が満二十年以上で、他の市町村から住所を移してきた人

○ 補充選挙人名簿登録の申し出方法

登録の申し出は、補充選挙人名簿登録申し出書（村選挙管理委員会または住民課に用意してあります。）に所要事項を記入し選挙管理委員会に提出してください。

○ 申し出の際の注意

1 この申し出は、本人に限りすることができます。

2 他の市町村から住所を移された方は、前住所地から村の区域内に住所を移したことを証明する文書、その他必要な資料（転出証明書または戸籍の謄本か抄本、或いは民生委員の証明書）を事実確認のため提出していただくことがあります。

○ 選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていませんと投票できません。このため、二十年になった人や新しく住所を移転した満二十年以上の人は、補充選挙人名簿に登録申し出をしてください。その他詳しいことは村選挙管理委員会にお尋ねください。

検察審査会では、事件を検察官からなり立っており、審査員は、衆議院議員の選挙権がある人の中から、「くじ」で選ばれます。

検察審査会には事務局がおかれ全国に二百四カ所が設けられて、大体各地の裁判所の中にあって、事件の受付などの仕事をしております。

なお、事件の申し立ては費用はかかりません。

埼玉県内では、浦和、川越、熊谷の各裁判所の中に事務局がおかれております。

（熊谷検察審査会）

会長に松本トヨ氏

愛育会発会式盛大に行なわれる

世界共通の問題として、国民の健康保持のためのサービスがとりあげられ、その中心として母子保健が重要視されていますが「母子保健法」が制定され母性保護、母と子の健康増進がいっそう強力に推進されようとしております。

そして、昭和四十年度からは、この仕事の第一次責任が市町村長にうつされ、保健所その他の関係機関は、その全般的企画、技術指導に全面的に協力し、国、県をあげてより多くの、より広い社会資源、行政能力を愛育会に投入しようとしています。この時期に、本村に愛育会が発会したことは、本当に喜ばしいことです。発会に当り非常な努力をくだされた国保運営委員のかたがたに敬意を表します。

一月一日、各地区よりの代表者が役場会議室に参集して、村長のあいさつにより開会され、役員委嘱、会長、副会長の推薦が行なわれつぎのように決定しました。

会長　松本トヨ
副〃　松本たけ子
〃　長谷川美登利
〃　小島やす
〃　富岡牧子
〃　福田かつ

なごやかな中に愛育会の趣旨、活動方針等活発な話しあいが行なわれました。

ついで、一月二十四日、役員会において会員加入状況の報告があり、現在までに六百八十五人の会員加入申込みがありました。

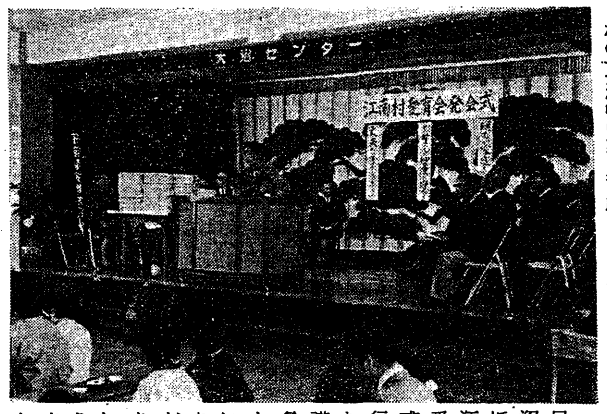

三月十五日には、大沼センターにおいて、江南村母子愛育会発会式が盛大に行われました。母性保護のために各種の機関と手をつないで皆と力を合わせながらこの会を育成していきましょう。（あいさつする松本会長）

健やかな幼児を育てるために

〝のびゆく幼児と母の十二章〟

幼児期の教育はむずかしく、そしてたいせつなものはありません。最近ようやくこの幼児教育が認識されたことはたいへんよいことですが、ではどんな方法で育てるかということになると、案外この知識が整理されていないのが現状です。

県では、このほど児童憲章をもとに、大学の先生、幼稚園、文部省の関係者の意見を聞き、さらに県内の多くのおかあさん方からのアンケートを参考にしてのびゆく幼児と母の十二章をつくりました。これは、幼児をもつ母親として幼児育成をするために絶対に欠かせない基本的なことがらをまとめたものです。無限に可能性をもつ幼いいのちが将来大樹のごとく成長し、新しい世の中を築く原動力となるために、この十二章の精神が県内すみずみまでひろがり、生かされるよう大きな期待が寄せられています。

第一章　よくもあしくも　これからのびる幼いいのち

子どもは人生のうちでもっとも多くの可能性をもつ時期です。よい家庭環境をつくるなど親は十分自覚して、生命力をまもりのばしたいものです。

第二章　好ききらい　しつけ次第でよく食べる

幼児期は、うまいまずいがわかると同時にわがままも出はじめます。そこでどもすれば偏食になりがちですが、親が手本を示して、好ききらいのない習慣をつけましょう。

第三章　手を洗う　習慣つけていつでも清潔

清潔を好む感情や不潔をいやがる感情も幼児期に育ちます。いつでもどこでも手を洗う習慣などから、清潔な生活の気持よさを味わせておきましょう。

第四章　自分のこと　自分でできたとほめてやる

幼児はひとりでものごとをしたり、母親の手伝いのまねごとをしたがる時期があります。こうした意欲をたいせつにし、できるものから手がけさせて、成功したらほめてやりましょう。

第五章　思いっきり　とんで走ってよくなげる

運動は幼児の心と体の発達に深い関係があります。思いっきり「とぶ」「走る」「なげる」という運動を通じて、体のバランスを保つ力をととのえ、運動神経の発達した強い子どもに育てましょう。

第六章　なぜどうしての　問いにまじめに答えよう

子どもはある時期になると、「なぜ」「どうして」とあいてのるものに質問をするようになります。これは知恵の成長を示すあかしです。こんなときは、できるだけていねいに、まじめに説明してやります。

第七章　思うこと　はっきりいえる話しかた

話すことは、知恵の発達と社会に適応する力をのばすみちです。家族の人たちは、よい聞き手話し相手になってやり、いつでも仕しいことは使いで接してやることがたいせつです。

第八章　花や虫　小さいいのちをかわいがり

子どもは愛されたい欲望と感情を相手に与えたいという気持とをもっています。動物や植物をかわいがることなどから豊かな心をもった子どもに育てましょう。

第九章　絵をかいて　うたをうたってのびのびと

幼児に絵をかかせたり、歌をうたわせるのは、せいいっぱい自己を表現させるうちに美しいものを発見させることに目的があります。らく書きをはじめたり、口まねで歌をうたったりするような態度をのばしてあげましょう。

第十章　ジャンケンポン　友だち仲よく　遊べる子

子どもは友だちとの遊びから協同性や責任性など多くの知識を身につけます。成長の芽をみずからつみとらないよう、友だちとは仲よく遊べる子どもにする配慮がたいせつです。

第十一章　気をつけて　右側とおる　ならびっこ

幼児の交通事故が最近目立ちます。いつも車に気をつけて、右側をとおる正しい交通のきまりを、習慣として身につけさせましょう。

第十二章　子は鏡　母の姿をよく写す

幼児はおとなのまねを好み、とくに母親からは笑い、怒りなどの情緒の表現や体のしぐさまで感化を受けます。母親はいつも子どもに見られていることを自覚し、行動や心の持ち方を正しくすることが必要です。

健康優良児の表彰を村長より受ける森田さん母子

昼食にも栄養を

カロリーの高いベントウ料理

わたくしたちの食生活は朝食、昼食は簡単にすませ夕食にごちそうを作って、一日に必要な栄養量の半分以上をとるという傾向があります。

ことに、べんとう料理は栄養ということは余り考えず、手軽なもの、保存のきくものに重点がおかれているようです。

▼　べんとう料理のコツ

たんぱく質の一日必要量は、成人男子で百二十グラムから百三十グラム、女子で約百グラムです。これを三度の食事でとるとしますと、普通、朝は肉、魚類を食べませんから、どうしても昼食に五十グラムはとらなければなりません。

それには昼食のべんとうに魚一きれ（たんぱく質約八十グラム）くらいは必要ということになります。

このほかに、べんとうに不足しがちなのは、野菜類ですから、これも緑や赤の野菜をつめ合わせることによって、満足のゆく栄養を補給したいものです。

▼　じょうずな味の配合

べんとうは、ごはんもおかずもつめたくなっていますから、食欲が減退しがちです。

これをどうしておいしく食べさせるかが、主婦の大きな問題となってきます。

それにはまず、つぎのような味のとり合わせがたいせつです。

①　適当に甘いこと。（例煮豆など）

②　適当にからいこと。（例くじらのみそづけやさけの切り身など）

③　適当にすっぱいこと。（例かぶなどのあちゃら漬けなど）

以上の三つが、じょうずに配合されているべんとうなら、病気の人でもないかぎり、必ず食欲が増進することは確かです。

なお、食欲を増進するためには色彩がたいせつですから、材料も見た目にきれいなものを色どりよく選ぶことが必要です。

子どもを交通事故から守ろう

寒さがゆるみ始めると、毎年交通事故が多くなります。とくに子どもは季節に敏感で、三月の声を聞くと外へ出ることが多くなり、また四月は新学年に当たることなどから、この季節は子どもの交通事故がふえてきます。

子どもは交通知識もなく、交通訓練も十分受けていません。したがって家族をはじめ周囲の者が保護してやることが必要であり、子ども自身にも、つとめてつぎのような安全な交通のしかたを身につけさせるよう、家庭でのしつけがのぞまれます。

○　幼児のひとり歩きに注意

子どものうちでも、事故のいちばん多いのは幼児で、その原因は「ひとり歩き」です。幼児には危険に対する判断力も理解力もとぼしく、したがって保護者と一緒でなければ道路を歩かせないよう、いつでも目を離さないことが大切です。買物などにつれて出る場合にも、子どもは車から遠い方に置き、歩くときは右側の端を歩かせます。また、右手でしっかり手をとって首を握って、飛び出せないようにすることが必要です。

○　ルール教育は、機会あるごとに

幼稚園や学校に通うようになった子どもには、理解力に応じて、信号の見方、道路の渡り方、歩き方などを教えることが、理解力を進め、安全のためのしつけとして必ず必要なことです。機会あるごとに実際の場において保護者が教えることが大切です。

○　横断は正しく

小学生では、なんといっても低学年に交通事故が多く、原因は、「横断の際の不注意」や「飛び出し」が主です。とくに横断の際の危険は、おとなになっても変りないものでありますから、子どものときに正しい横断のしかたを身につけるよう指導してください。

○　自転車の乗り方を教えよう

小学校の高学年から中学生でだつのは、自転車に乗っている場合の一時停止、踏切の安全な渡り方、右曲がりの方法、合図、ふたり乗りの禁止など、安全のための心構えをしっかり身につけさせることが必要です。

○　みんなで注意

子どもの交通事故が減るのもふえるのも、おとなの注意が行きとどいているかどうかにかかっております。このことは、保護者や学校の先生だけでなく、おとなのみんながそれに関心をもつかどうかに左右され、だれもが子どものあぶない道路遊びや通行をみたら、「あぶないよ」とひとこと声をかけて注意してやってほしいものです。

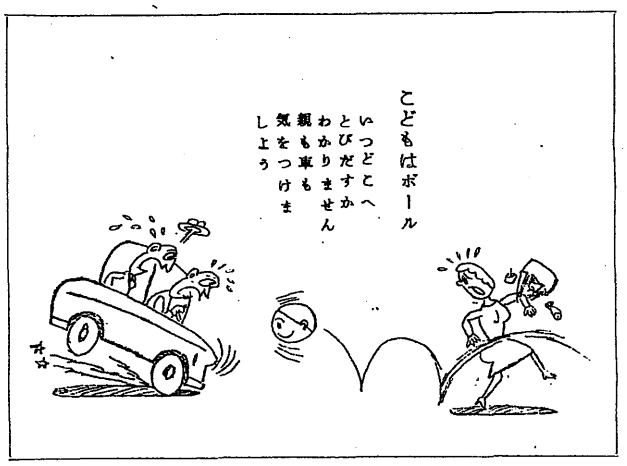

【生活の衛生】おふろの効能

わたくしたちの生活にかかすことのできないおふろは、入りかたによってその効能もまちまちですが、みなさんはどんな方法で利用していますか。

普通、わたくしたちが入るおふろは、せっ氏四十二度から四十三度が適温とされておりますが、この温度は、わたくしたちの皮膚や筋肉、じん臓などの血行をよくし疲労回復に最も効果があります。

病後の人や心臓・血圧に自信のない人はぬるま湯がよく、症状によっては手・足・半身などの「部分浴」をすることも必要です。

不眠症や神経が異常に興奮している人は、せっ氏三十四度から三十七度ぐらいの「全身浴」が効果的です。また、これは脳へ血液の半身不随によくきます。

ただ低温浴の場合たいせつなことは、浴室の温度が寒くないこと（冬でも、せっ氏十七度から二十度）と湯上り後一時間ぐらい寝ることです。

いずれの場合でも、空腹時や長時間の入浴はかえって健康に害になる場合がありますからさけてください。

ふろの衛生にはとくに気をつけて、同じ湯を何回もつかったり、タオルの共同使用は、皮膚病や眼病、その他いろいろな病気の感染の原因にもなりますから、できるだけさけるよう注意ください。

規則正しい生活を

新入学児の家庭での準備

ことしも四月八日に幼稚園と小学校の入学式が同時に行なわれます。ことしは南地区が幼稚園四十三名、小学校五十二名、北地区が幼稚園八十二名、小学校が九十二名新しく入学しますが、新入学児童をお持ちの家庭では学用品をそろえたりいろいろな準備でおいそがしいことでしょう。

あらたな生活環境に入る子どもたちが、明るく楽しい学校生活が送れるようにするために、入学前の家庭での指導が大切です。

▽ 規則正しい習慣を

学校は集団生活の場ですから、はじめてこのような集団生活に入る子どもたちには、まず規則正しい生活習慣を身につけさせることです。それには、まず、起床、洗面、あいさつ、就寝など、あたりまえのことがきちんとできるように習慣づけることです。

また、子どもの能力に応じて、自分のことは自分でするというしつけをぜひ身につけさせておきたいものです。そして、学校や先生が、こわいものだという印象を子どもに与えないようにするとともに、学校へ行くことによって、いろいろなことが勉強でき、りっぱな人間になれるのだということを教えるようにしましょう。

▽ 交通事故に注意

さいきん、交通量がふえた結果幼児学童の交通事故がたいへん増加しています。

昨年一年間に県内で起きた幼児学童の交通事故は総数で一千九百十八件で、この事故で死亡した児童は八十一人、けがをしたのが一千八百五十四人となっています。

つぎに、入学時期である四月の一カ月間についてみてみると、百七十四件の事故が路り、六人が死亡、百六十三人がけがをしています。

一方、事故にあった児童の年令を調べてみると、全体の六、七割が八才未満の児童となっていますから、新入学児童をお持ちの家庭では、とくに交通事故に気をつけなければなりません。

それには、家から学校までの安全な道順や横断の仕方などをよく教えておくようにしたいものです。

▽ 健康にも気をつけて

入学前の健康診断は、一月に行なわれましたが、その結果、からだに病気や異状があったかたは、すぐに医師の手当を受け、入学するまでにはなおしておきたいものです。とくに耳や目の病気に気をつけてください。

日本国民は二十才になると、成人として一人前の扱いをうけ選挙権も得て、名実ともに社会人として出発することになるのですが、この若い人たちが忘れてはならないことは、国民年金の加入者となることです。

国民年金は、厚生年金や共済組合などに加入していない二十才から六十才までの人たちが、必ず加入しなければならない制度です。現在この制度には、全国で約二千万人の加入者があるわけですが、この大部分は制度ができたとき（昭和三十六年）に厚生年金などに加入していなかった人たちで、その後年加入してくる人たちは二十才に達した人や他の公的年金制度の資格をなくした人達です。

二十才になった青年たちは、年金などというつも遠い先のことだと考えがちで、近い将来就職して厚生年金などに加入することが予想され、また結婚を目前にひかえているため、国民年金の保険料を納めても掛けすてになるのではないかと不安に思う人もいるのではないかと思われます。

しかし、このような人たちにはすでに各年金制度間に通算する制度が設けられておりますので、将来厚生年金や共済組合などに加入しても、国民年金の期間も加算されることになり、掛けすてにはならないようになっていることも認識してほしいものです。

国民年金へ加入手続きは、加入者が直接届け出るか、世帯主が本人にかわって届け出することもできますから、役場へ進んで届け出てください。

成人となった人と国民年金

☆…成人の日…☆

村でも盛大に記念式典

新しく成人になられた、村内百三十有余の人々を祝う成人式が、来賓多数お迎えして、一月十五日成人の日に江南中学校体育館において、盛大に開催されました。

法律的にも社会的にも、一人前となって尊い権利と義務をもつことになったわけですが、また、りっぱに成人されたこの晴れ姿を見た両親の喜び、いろいろな感激をこめて式は開かれました。

成人を迎えた喜びと誇り、今後の心構えについて村長の式辞があり、また来賓の祝辞がありました。

記念品として豪華なアルバムを村長から贈られた後「みなさんが成人になられ、村民の一員として村に何を望むか」と村長は呼びかけて、いくつかの問題について、熱心に討論を行ないました。

新しい成人の意見を聞き、希望を聞いて新しい村づくりにさらに前進せんとする村長、また、これにこたえんとするわこうど、江南村の前途はいよいよ輝かしいものがあります。

式が終わって主催者を中心に記念撮影を行ない散会しました。盛大にしかも非常に有意義な討論まで行なうことのできたこの式を、わこうどはどんな考えで過ごされたことでしょう。おそらく昨日の自分と今日の自分のあまりにも成長されたことを、自覚されたことでありましょう。

村の文化財

—その一—

文化財は、わたくしたちの郷土史を研究し過去の文化を知るに非常にたいせつなものです。最近、これら郷土史について感心をもたれるかたがふえてきたことは、たいへん喜ばしいことです本村でも、昭和三十二年七月に村文化財保護条令制定をし、同年十月十八日には、平安時代の住宅形式をそのまま残しているという本村三ツ本の柴田正雄氏所有の書院など、十六件を村の指定文化財に決定、その保護につとめてまいりました。

また、三十五年三月には本村塩の通称狸窪にある塩古墳群が、県の指定史跡として文化財に指定され、そのほかにも野原の古墳、最近発掘された千代の権現坂遺跡など、非常に数多くの文化財に恵まれております。

このたび、当時村文化財保護審議委員をしていた先生がたの貴重な調査研究資料に基づき、順をおって紹介し、皆さんに公開してまいりたいと思います。

野原文殊尊の由来

智恵の文殊として近在に知られた同寺の本尊文殊菩薩は、日本三体の一つで、ほかに丹後の切戸及び出羽の米沢にあり、これらを三文殊寺と呼んでおります。

本尊はいずれも同作で、なかでも当山は推古天皇の御宇をお祀りしたものであります。昔から霊験あらたかでありましたので、関東鎮護のために、この地に堂宇を建て五台山文殊寺と称し、鎌倉右大将源頼朝公がご信仰され、ご寄付の品々は長く伝えられておりましたが、文明十三年火災にあい、本堂、山門等ことごとく焼けてしまいました。

同十五年、高見西ッ山の城主、増田四郎重富公が今の地に伽藍を建て禅林としました。これを中興の開基と申しますが、当時の開境内には、長享元年二月二日とくなられた重富公の墓所があります

当時のものとして現在、外ばり及び内ばりの一部が残されており時のものとして現在残っているのは仁王門だけになってしまいました。あとはその後建造されたものですが、智恵の文殊として学生生徒の信仰が特に厚く、遠近の信者はますます多くなっております。

（笠原義信氏調査）

（写真は文殊寺仁王門）

村体協に剣道部会誕生

早くも一日練習会行なう

本村体育協会では、松本村長を中心にこれまでも野球バレー、テニスなどを通じ村民体育の振興に努めましたが今度、同協会に新しく剣道部会をRと中学生に対する見学の機会を与えるため、一月三十日江南中学校体育館において模範試合を行ない四月の解散いました。

中学校で行なわれた剣道練習風景

村体育協会主催による、第一回村民スキー大会は、さる一月十四日快晴に恵まれた新潟県苗場国際スキー場において、盛大に開催されました。

参加者は、小林議長さんを先頭に旨三十六名、観光バス二台を連ねての上、村体協主催としては初めてのスキー場入りでしたが、全員夜行の疲れもみせず、思い思いの練習に時間のたつのも忘れるほどでした。

ちょうどこの日は、日曜日でもありゲレンデは大混雑になり、そ

村民スキー大会

—百三十六名が参加—

委員会で正式に決定しました。

これにより、今まで南地区にあった小原剣道振興会は、発展的解消をすることになり、従って現在南小学校に保管依頼してある防具は、全部村体育協会に寄付することになりました。

しばらく忘れられていた武道も最近では選択教科としてすでに中学校でもとり入れられておるところもあり、しだいに盛んになるであろうと思われる剣道を、早くも村体育協会に発足させたということは、まことに時宜を得た得策であると思われます。

早くも剣道部会では、第一回の練習会を兼ね、また、村内へのPR、江南中学校生徒を前に熱戦を展開、練磨にけた迫真のわざは体育館いっぱいの生徒たちを、存分にわかせることができました。

また、剣道をみるのは初めてという生徒が多いだけに、剣士の勇ましい気合いにも、どっと笑いが巻き起こるというなごやかな一場面もあり、意義ある一日練習会を閉じることができました。

これからも、おりをみてこうした練習の機会をもちたいと思いますので、ふるってご参加ください。

この日の剣士は、杉田助役をはじめ、野本秀雄、持田宏雄、今井隆治郎の諸先生、審判には馬場良厚先生、長谷川喜三郎先生があたり、江南中学校生徒を前に熱戦を展開、練磨にけた迫真のわざは体育館いっぱいの生徒たちを、存分にわかせることができました。

また、剣道をみるのは初めてという生徒が多いだけに、剣士の勇ましい気合いにも、どっと笑いが巻き起こるというなごやかな一場面もあり、意義ある一日練習会を閉じることができました。

これからも、おりをみてこうした練習の機会をもちたいと思いますので、ふるってご参加ください。

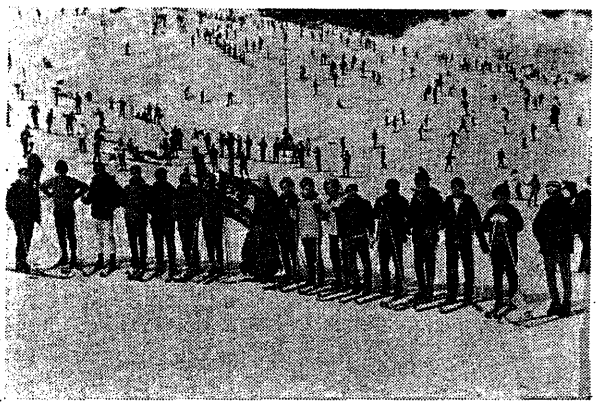

苗場スキー場で行なわれたスキー大会

の試みでしたので、いろいろ不備な点もありましたが、幸い一人の負傷者もなく無事に終了できましたことは、皆さんのご協力のたまものであり厚くお礼申上げます。

知っておきたい プロパン取扱上の注意

最近プロパンガスを使用する家庭が、急激にふえてまいりました。これらの化学燃料はたいへん便利ですが、反面使用方法を間違うと、とりかえしのつかぬ事故のもとになります。

プロパンガスを使われている家庭では、もう一度つぎのことに注意ください。

①容器は必ず屋外で、直接日光をさけて通風のよいところを選び、地面に直接置かず木燃性の台の上に置くようにする。

②容器は、使用中のものほか予備器は置かぬようにし、使用中の容器はロープ掛けなどをし転倒しないようにしておく。

③容器の運搬、持ち運び、取り付け、交換等は販売業者が行なうことになっているので、絶対にこれらのことはしない。

④配管はすべて金属管を用いることになっており、またゴムホースの長さは一メートル以内となっているのでこのようになっていないときは販売店に連絡をし、基準どおりになおしてもらう。ゴムホースは長く使うとヒビ割れたり、老化してガスもれの原因になりますから、早めにとりかえてもらう。

⑤容器の取りかえ時には、ガスもれ検査とガスの流れの調整試験を販売店におこなわせる。

⑥長時間外出するときや、就寝前には、必ず元栓とコンロなどのコックはしめておく。

⑦ガスもれがあると、ガスは空気より重いため床面や低いところにたまるので、もれた場合はまず元栓をしめ付近にある火気を消してから低いところにたまっているガスを、出入り口や窓をあけて、うちわなどで真いがなくなるまで戸外に出してからすぐ販売店に修理してもらう。

⑧火災のあったときは、すぐに元栓をしめてから消防団に連絡し、必要な処置をとる。

4月19日～25日 環境衛生週間

国民のすべてが清潔で、快適な生活を営むためには、日常生活を通じて、家庭、地域ひいては国民全体の生活環境を清潔にすることが必要です。

このため地域組織、その他国土美化を運動目標にしている各種団体などとともに、国民の環境衛生思想の高揚をはかり活発な全国清掃運動を展開することになりました。

①生活環境浄化実践運動、生活環境の浄化は、その美風が真に国民のものとなる日まで永続的に行なわれるべきものでオリンピックを契機として盛り上ったこの運動をさらに充実し普及推進する

②清掃の日

四月一日の清掃の日を中心に行なわれるこの週間に「国土からごみを一掃」する。

③清掃の徹底

大掃除による家屋内の清掃はもちろん、地域社会全体の清掃公園、観光地、行楽地、路上その他公共的施設など多人数が集合する場所を清掃する。

④公衆道徳の高揚

紙くず、ガム、たばこの吸がらなどをみだりに捨てないようごみ容器とか吸がら入れへ正しく捨てるよう、また河川その他の公共水域へごみを不法投棄しないようにする。

⑤衛生害虫およびねずみ駆除の徹底

越年した蚊、はえ、ごきぶりなど衛生害虫の駆除およびその発生源の除去とねずみの駆除を実施する。

以上が週間中の重点目標ですがよろしくご協力をお願いいたします。